

福岡県公報

平成十八年七月十日
第二千五百五十六号
増刊 ①

目次

告 示 (第千三百十六号)

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定の一部
改正 (公園街路課) ……………一

告 示

福岡県告示第千三百十六号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定(平成十四年七月福岡県告示第千二百四十一号)の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年七月十日

福岡県知事 麻生 渡

表国道の部四百九十五号の項中「芦屋町」の下に「遠賀町」を加える。

表主要地方道の部福岡東環状線の項の次に次のように加える。

門司行橋線	荏田町の区間	同右
北九州芦屋線	遠賀町の区間	同右

表主要地方道の部八女香春線の項の次に次のように加える。

宮田遠賀線	遠賀町の区間	同右
-------	--------	----

表一般県道の部中間水巻線の項の次に次のように加える。

新北九州空港線	荏田町の区間	同右
---------	--------	----

表一般県道の部原海老津線の次に次のように加える。

須磨園南原曾根線	荏田町の区間	同右
浜口遠賀線	遠賀町の区間	同右
黒山広渡線	遠賀町の区間	同右
岡垣遠賀線	遠賀町の区間	同右
山田中原福岡線	那珂川町の区間	同右
那珂川大野城線	那珂川町の区間	同右
後野福岡線	那珂川町の区間	同右

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)